

薬生発1219第1号
平成30年12月19日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成30年政令第342号。以下「改正政令」という。）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第144号。以下「改正省令」という。）が平成30年12月19日に公布されましたので、下記に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を新たに劇物に指定した。

- (1) ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジシクロヘキシルアミン4%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 101-83-7)

- (2) 3-（ジフルオロメチル）-1-メチル-N-〔（3R）-1, 1, 3-トリメチル-2, 3-ジヒドロ-1H-インデン-4-イル〕-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、3-（ジフルオロメチル）-1-メチル-N-〔（3R）-1, 1, 3-トリメチル-2, 3-ジヒドロ-1H-インデン-4-イル〕-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド3%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 1352994-67-2)

- (3) メルカプト酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、メルカプト酢酸1%以下を含有するものを除く。

有するものを除く。

(CAS No. : 68-11-1)

- (4) モルホリン及びこれを含有する製剤。ただし、モルホリン 6 %以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 110-91-8)

- 2 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外した。

有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、2²-フルオロ-3⁴-プロピル [1¹, 2¹: 2⁴, 3¹-テルフェニル] -1⁴-カルボニトリル及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 127523-43-7)

- 3 施行期日

平成31年1月1日から施行する。ただし、2については、公布日から施行する。

- 4 経過措置等

- (1) 今回新たに劇物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日（平成31年1月1日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成31年3月31日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。また、新たに劇物に指定した物のうち、改正政令の施行日において、現に存するものについては、平成31年3月31日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は、適用しない。
- (2) 今回新たに劇物に指定した物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項（毒物又は劇物の表示）、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するため、関係業者に対して適切に指導されたい。

第2 改正省令について

- 1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定した。

3-（ジフルオロメチル）-1-メチル-N- [（3R）-1, 1, 3-トリメチル-2, 3-ジヒドロ-1H-インデン-4-イル] -1H-ピラゾール-4-カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、3-（ジフルオロメチル）-1-メチル-N- [（3R）-1, 1, 3-トリメチル-2, 3-ジヒドロ-1H-

インデン-4-イル] - 1 H-ピラゾール-4-カルボキサミド 3 %以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 1352994-67-2)

2 施行期日

平成31年1月1日から施行する。

第3 その他

改正政令の新旧対照表については別添1、今般、劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については以下を参考とされたい。

平成30年度第2回薬事・食品衛生審議会薬事分科会資料（資料28 平成30年度第1回毒物劇物部会について）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000360158.pdf>

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 三十一の三 （略） 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (144)(1) (143) (略) (145) ニーフルオロ―三―プロピル―一・二・二・三―テルフエニル―一―カルボニトリル及びこれを含有する製剤 (146) (略) (147) (183) (略) 三十三 四十一の四 （略） 四十二 （略） 四十二の二 ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジシクロヘキシルアミン四％以下を含有するものを除	（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 三十一の三 （略） 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (144)(1) (143) (略) (144) ニーフルオロ―四―（トランス―四―プロピルシクロヘキシル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤 （新設） (145) 三―フルオロ―四―プロピル―四―パラ―テルフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤 (146) (182) (略) 三十三 四十一の四 （略） 四十二 二・三―ジ―（ジエチルジチオホスホロ）―パラジオキサンを含有する製剤 （新設）

く。

四十三 (略)

四十三の二、四十七 (略)

四十七の二 (略)

四十七の三 三―(ジフルオロメチル)―メチル―N―「(三R)―一・一・三―トリメチル―二・三―ジヒドロ―H―インデン―四―イル」―H―ピラゾール―四―カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、三―(ジフルオロメチル)―メチル―N―「(三R)―一・一・三―トリメチル―二・三―ジヒドロ―H―インデン―四―イル」―H―ピラゾール―四―カルボキサミド三%以下を含有するものを除く。

四十七の四 (略)

四十八、百の十五 (略)

百の十六 (略)

百の十七 メルカプト酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、メルカプト酢酸一%以下を含有するものを除く。

百の十八 (略)

百の十九 (略)

四十三 二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェノールを含有する製剤。ただし、二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェノール〇・五%以下を含有するものを除く。

四十三の二、四十七 (略)

四十七の二 二―ジフェニルアセチル―一・三―インダンジオン〇・〇〇五%以下を含有する製剤
(新設)

四十七の三 ジプロピル―四―メチルチオフエニルホスフェイト及びこれを含有する製剤

四十八、百の十五 (略)

百の十六 二―メルカプトエタノール〇%以下を含有する製剤。ただし、容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二―メルカプトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

(新設)

百の十七 モネンシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、モネンシンとして八%以下を含有するものを除く。

百の十八 (略)

百一 (略) 百一の二 (略) 百一の三 モルホリン及びこれを含む製剤。ただし、モルホリン六%以下を含むものを除く。 百二 (略) 百二の二 百十 (略) 2 (略)	百一 (略) 百一の二 モノフルオール酢酸パラブロムベンジルアミド及びこれを含有する製剤 (新設) 百二 沃^{よう}化水素を含む製剤 百二の二 百十 (略) 2 (略)
---	--